

Weekly Report

第 765 号

令和6年9月30日

10月から開始される主な制度等(その2)

◎児童手当制度の拡充……*所得制限の撤廃、*支給期間を高校生年代(18歳到達後の最初の3月31日まで)まで延長、*第3子以降の支給額を月3万円に増額、などが実施されます。なお、拡充の対象者のうち、これまで所得上限超過により児童手当・特例給付を受給していない方や、高校生年代の子のみを養育している方などは受給するための申請を行う必要があります。

◎郵便料金の改定……定形郵便、定形外郵便、通常はがき、レターパック、速達など多くの郵便料金が上げられます。例えば、定形郵便では25g以下の区分が廃止となり、50g以下は110円です。なお、旧料額の通常はがきやレターパックは、新料金との差額分の郵便切手を貼ることで利用できます。

◎火災保険料の改定と水災料率の細分化……損害保険各社は火災保険料を改定し、全国平均で1割ほど上げます。また、これまで全国一律であった水災補償に対する保険料について、市区町村単位で水災リスクに応じた5段階の料率に細分化します。本年10月以降保険始期の契約が対象です。

◎後発医薬品がある先発医薬品の選定療養……後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある場合でも、医療上特段の理由なく先発医薬品の処方を希望する方は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の1/4相当を「特別の料金」として支払う仕組みが導入されます。

◎新型コロナワクチンの「定期接種」開始……65歳以上及び60~64歳で一定の疾患を有する方を対象として、新型コロナワクチンの定期接種が始まります(各市町村が令和7年3月までの間に設定する期間内)。

平均給与は460万円で3年連続増加

国税庁の「令和5年分民間給与実態統計調査」によると、1年通して勤務した給与所得者5076万人(男性2887万人、女性2189万人、平均年齢47.0歳、平均勤続年数12.5年)の平均給与は前年比0.4%増の460万円(男性569万円、女性316万円)となり、3年連続で増加しました。

給与階級別分布をみると、400万円以下の給与所得者が合計2571万人(構成比50.7%)で約半数を占めており、男性では400万円超500万円以下の504万人(同17.5%)、女性では100万円超200万円以下の449万人(同20.5%)が最も多くなっています。なお、1千万円超の給与所得者は279万人(同5.5%)でした。

★★★ 10月のチェックポイント ★★★

※令和6年度地域別最低賃金が順次発効されますので、改定額と発効日を必ず確認します。

※従業員(厚生年金の被保険者)が常時51人以上の事業所で働く一定の短時間労働者は、社会保険の適用対象となります。

※7月に提出した健保・厚年の「算定基礎届」に基づく新標準報酬月額で、原則10月に支給する給与から徴収を開始します。

※10月からの郵便料金を確認し、必要な場合は差額切手を準備しておきます。